

問 合 せ 先	健康福祉局介護保険課認定・給付係 (TEL:504-2363 FAX:504-2136)
	中区福祉課高齢介護係 (504-2478)
	東区福祉課高齢介護係 (568-7732)
	南区福祉課高齢介護係 (250-4138)
	西区福祉課高齢介護係 (294-6585)
	安佐南区福祉課高齢介護係 (831-4943)
	安佐北区福祉課高齢介護係 (819-0621)
	安芸区福祉課高齢介護係 (821-2823)
佐伯区福祉課高齢介護係 (943-9730)	

## 介護保険利用者負担額の減免

### 1 支援策の内容

介護保険利用者負担額を減免します。

### 2 対象者・要件等

いずれかに該当する要介護被保険者、要支援被保険者又は事業対象者

(1)災害により住宅や家財に著しい被害を受けた方

(2)失業や入院などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少し、生活が著しく困窮している方

### 3 手続の方法

区福祉課高齢介護係で申請を受け付けます。申請に必要なものは、次のとおりです。

- ・ 災証明書（上記2(1)に該当する方の場合。2(2)に該当する方の場合は、2(2)を証明する書類。）
- ・ 被保険者証（お手元にあれば）
- ・ マイナンバー確認書類（お手元にあれば）

### 4 減免の内容

減免期間：当該事由の発生した日の属する月から12か月以内

（※2(2)を理由とした減免申請の場合、申請日の属する月から6か月以内とし、同一事由による再申請も可能です。ただし、減免期間は合計12か月以内です。）

減免内容：介護保険サービスの利用者負担額を免除又は減額

（※ただし、介護保険施設等における食費・居住費については減免の対象外です。）

### 5 その他

申請期間：当該事由の発生した日から12か月以内

詳しくは区福祉課高齢介護係にお問合せください。

※なお、被保険者証等の提示がなくても介護サービスを利用することは可能です。